

## 技能振興関係優良事業所及び団体に対する表彰要綱

### (趣旨)

第1条 県は、技能振興の推進についてその業績が極めて優良で他の模範になると認められる事業所及び団体を表彰することにより、技能振興の一層の促進と、技能者の職業生活の安定と向上に資するものとする。

### (表彰基準)

第2条 この表彰を受けるものは、県内の事業所及び団体で、次のいずれかの事項に該当するものとする。

- (1) 技能五輪、技能グランプリ、技能祭、その他技能の振興に資する活動に関し、永年にわたり多大の貢献があり、他の模範になるものと認められる事業所および団体
- (2) 技能労働者の処遇・地位の向上に関し、永年にわたり多大の貢献があり、他の模範になるものと認められる事業所
- (3) 構成事業所に対して、技能労働者の処遇・地位の向上に関し、永年にわたり多大の貢献があり、他の模範になるものと認められる団体

### (表彰の方法等)

第3条 この表彰は、毎年1回、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。  
2 表彰状は、別紙様式のとおりとする。

### (被表彰事業所及び団体の選定)

第4条 この表彰を受ける事業所及び団体は、第2条の(1)の場合にあっては、埼玉県職業能力開発協会及び埼玉県技能士連合会から、同条の(2)及び(3)の場合にあっては、市町村、埼玉県職業能力開発協会及び埼玉県技能士会連合会から推薦のあったもののなかから、知事が決定する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほかは、この表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

別紙様式

表彰状

事業所名又は団体名

貴事業所（又は団体）は技能尊重の重要性を深く認識し技能の振興に努められましたその功績は極めて顕著でありますのでここに表彰します

令和 年 月 日

埼玉県知事 氏名 印

## 技能振興関係優良事業所及び団体に対する表彰実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、技能振興関係優良事業所及び団体に対する表彰要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、技能振興関係優良事業所及び団体に対する表彰の実施に関して必要な細目を定めるものとする。

### 第2 表彰基準

- 1 「県内の事業所及び団体」とは、主たる事務所又は要綱第2条に定める表彰要件に係る事業の拠点が県内にある事業所及び団体とする。
- 2 「技能労働者の処遇・地位の向上」に関し、「多大の貢献」をしているとは、事業所については事業所が次に例示する制度を有し、団体については、その構成事業所が次に例示する制度を有し、構成事業所に導入を奨励するなど、技能士の職業生活の安定や向上に努めているものとする。

- (1) 技能士を管理職に登用又は昇給、昇格の要件にするなど技能士の資格を人事考査上優遇している。
- (2) 技能士への一時金、資格手当又は賞与等を支給している。
- (3) 技能検定受検手数料又は事前準備講習等への補助金の支給をしている。
- (4) 技能検定の受検に際して有給休暇を与えるなど、服務上の優遇をしている。
- (5) 技能士を顕彰するなど、技能士の資格を広く事業所又は団体に周知させている。

### 第3 推薦手続き

推薦者は、被表彰候補事業所及び団体を推薦する場合には、次の書類を提出するものとする。

- (1) 推薦書（様式第1） 1部
- (2) 調書
  - ア 要綱第2条（1）関係（様式第2） 1部
  - イ 要綱第2条（2）関係（様式第3） 1部
  - ウ 要綱第2条（3）関係（様式第4） 1部

#### 附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年6月11日から施行する。